意見広告

変わる時代　変わらぬ願い　戦争放棄

平和憲法の改悪は許さない！　子どもたちに歴史の真実をつたえよう

画：吉野　誠

日本国憲法

第二章　戦争の放棄　第九条
（戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan

CHAPTER II. RENUNCIATION OF WAR

Article 9.

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

〈ヒロシマ〉ということば　栗原　貞子

〈ヒロシマ〉ということば
〈あのヒロシマ〉と
やさしくこたえてくれるだろうか
〈ヒロシマ〉ということばは〈ベトナム・ハーバー〉
〈ヒロシマ〉ということばは〈解放区建設〉
〈ヒロシマ〉ということばは女や子供を
盾のなかにとじこめる
ガソリンをかけて焼いたナパームの火薬
〈ヒロシマ〉ということばは
血と炎のことばが返ってくるのだ

〈ヒロシマ〉ということばは
〈あのヒロシマ〉とやさしくは返ってこない
アジアの国々の死者たちや 無告の民が
いっせいに怨みをこめて
叫ぶだけの
〈ヒロシマ〉ということばは
やさしく返ってくるためには
捨てた筈の武器をほんとうに
捨てなければならない
米国の基地を撤去させなければならない
そのほかに〈ヒロシマ〉は
我態と不信のにがい後悔だ
私たちは潜在する放射能に
怯かされるバリアだ

〈ヒロシマ〉ということばは
〈あのヒロシマ〉と
やさしく答が返ってくるためには
わたしたちは
わたしたちの汚れた手を
きよめなければならない

岡本三夫（広島修道大学教授）　世話人代表

[第九条の会ヒロシマ]　世話人代表　岡本　三夫（広島修道大学教授）　◆事務局：広島市中区大手町4-3-10広島YWCA気付　◆問い合わせ：Tel・Fax:082-255-6580（藤井）070-5052-6580　◆E-mail=fujii@kcn.ne.jp　◆郵便振替：01390-5-53097（第九条の会ヒロシマ）　入会大歓迎！（年会費2,000円）

この意見広告は皆さまの賛同金（カンパ）により掲載することができました。
皆様に感謝申し上げます。

2001年 中国新聞　広島県（全15段）毎日大阪統合版・東京都心版（5段）